

●経営戦略策定の目的

人口減少等による使用料収入の減少が見込まれる一方で、施設の老朽化に伴う更新投資の必要や物価上昇による工事費・維持管理費の増加が見込まれており、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。総務省は、公営企業の安定的な継続と経営健全化等のために、法適用の如何や業種に関わらずすべての事業において、その特質に応じた「経営戦略」の策定を求めている。そのため、本市農業集落排水事業についても、中長期的なあり方も見据えながら、10年間の経営戦略を策定した。

1. 事業概要

本市農業集落排水事業は、令和5年度まで浅柄野と観音寺の2処理区で構成されていたが、浅柄野地区については令和6年度から公共下水道に編入されることになったため、令和6年度以降、観音寺処理区の1つのみとなっている。観音寺処理区については、浅柄野処理区と異なる状況にあるため、今後の人口推移や住民の意向等を踏まえて、農業集落排水事業のあり方について、検討する必要がある。

【浅柄野地区と観音寺地区の比較】

項目	浅柄野	観音寺
公共下水道への接続状況	令和6年4月1日から公共接続	令和17年度頃（予定）までに方針決定
公共編入に要する接続費用	工事費用の総額（実績）：97,000千円 維持管理費（見込）：232千円/年 既整備区域との距離が近く、接続に要する管渠延長は192m程度となっており、観音寺と比べて工事費・維持管理費が低くなっている。	工事費用の総額（見込）：220,000千円 維持管理費（見込）：336千円/年 既整備区域との距離が遠く、接続に要する管渠延長は1,933m程度となっており、浅柄野と比べて工事費・維持管理費の見込みが高くなっている。また、工事の内容や近年の物価高等の影響を受けて、工事費用は当初の見込みよりも高くなる可能性がある。
将来人口の見込み	（公共接続済のため省略）	高齢化が進んでおり、今後20～30年以内に現在の人口61人の半数以下にまで減少する見込み

2. 将来の事業環境

（1）人口の予測
処理区域は、市街化を抑制すべき市街化調整区域であるため、利用者数は減少傾向にあります。また、高齢化が進んでおり、今後20～30年の間に、利用者数は半数以下にまで減少することが見込まれる。

（2）有収水量の予測
利用者数の減少や節水意識の向上に伴い、有収水量は減少していくことが見込まれる。

（3）使用料収入の予測
有収水量の減少に伴い、使用料収入は減少することが見込まれる。

（4）施設の見通し
今後、利用者数の大幅な減少が見込まれているため、経済性も考慮した今後の汚水処理方法のあり方を検討している。公共接続、事業継続、浄化槽への転換について経済比較を実施した結果、浄化槽への転換が経済的に最も有利となったため、県の汚水処理施設整備構想の見直し時期（令和17年度頃）には、住民の意向や浄化槽の設置可否の調査結果を踏まえて、浄化槽事業への転換を検討する方針としている。

（5）組織の見通し
住民の意向等を踏まえたうえで、合併浄化槽に転換した際には農業集落排水事業を廃止する。

3. 経営の基本方針

本市の農業集落排水事業は、令和5年度まで2地区のみで実施しており、観音寺地区が平成13年から、浅柄野地区では平成10年から供用開始している。農業集落排水事業のあり方を検討するなかで、浅柄野地区については令和6年度に公共下水道への編入を行った。観音寺地区については、合理的な事業運営を目指すとともに、継続して今後の事業のあり方についても検討していく。農業集落排水事業の経営状況は、供用開始から20年以上経過した現在でも起債の償還金や施設の維持管理費を使用料収入等で賄うことができておらず、赤字補填分については一般会計からの繰入により、収支均衡を図っている。起債償還額は令和8年度までがピークであり、その後は減少し、令和11年度に完済する予定であるため、現段階においては経常的な維持管理費の削減を図り一般会計からの繰入金を削減し、農業集落排水事業特別会計の健全化を図りつつ、「2. 将来の事業環境」に記載のとおり、将来的な事業廃止を見据えて事業を運営していく。

4. 投資・財政計画（収支計画）

観音寺地区については、将来的な浄化槽事業への転換の可能性があることから、その点を考慮した合理的な更新投資及び維持管理を実施していく。
財源については、令和6年度から浅柄野地区が公共編入となったことにより、使用料が大幅に減少することが見込まれる。また、令和8年度には浅柄野地区の設備の撤去費用等を見込んでいる。財源が不足するときには一般会計からの繰入金で対応するが、効率的な経営により委託費・修繕費等を削減していく。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

毎年の終了後に事後検証を行うとともに、事業の方向性に変更があれば経営戦略の見直しを行う。

栗東市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 栗東市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ～ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成13年度	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	775人/k㎡	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	なし
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	令和6年度に浅柄野地区を公共下水道事業に移管した。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	使用料を公共下水道と同一料金で設定しており、使用月において使用者が排水処理施設に排除した汚水の量(以下「汚水量」という。)に応じ算定している。 (2か月あたり、税別) 基本料金 2,180円 超過料金(1立方メートルにつき) 0～20立方メートル 該当無し 21～60立方メートル 120円 61～200立方メートル 132円 201～1,000立方メートル 144円 1001立方メートル以上 150円				
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	(2か月あたり、1立方メートルにつき、税別) 1,500立方メートル以上 202円				
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	2,180 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	2,540 円
	令和4年度	2,180 円		令和4年度	2,494 円
	令和5年度	2,180 円		令和5年度	2,805 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	1名
事 業 運 営 組 織	環境経済部 農林課

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の施設管理業務を外部業者に委託している。 施設の維持管理業務を地元管理組合に委託している。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	スケールメリットの観点から活用は困難である。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

別紙に添付するとおりである。

2. 将 来 の 事 業 環 境

(1) 処 理 区 域 内 人 口 の 予 測

処理区域は、市街化を抑制すべき市街化調整区域であるため、使用者数は減少傾向にある。
また、高齢化が進んでおり、今後20～30年の間に、使用者数は半数以下にまで減少することが見込まれている。

(2) 有 収 水 量 の 予 測

使用者数の減少や節水意識の向上に伴い、有収水量は減少することが見込まれる。

(3) 使 用 料 収 入 の 見 通 し

有収水量の減少に伴い、使用料収入は減少することが見込まれる。

(4) 施 設 の 見 通 し

農業集落排水事業の污水处理施設は、これまで農業用排水の水質保全や農村の生活環境の改善等に寄与してきたところである。しかしながら、供用開始後20年以上経過し処理施設(機械電気施設)等が老朽化しているため、今後も污水处理機能を維持するには、大規模な更新整備が必要となってくるほか、将来の人口減少等により、施設の適切な維持管理が困難となることが予想される。また、令和2年度には浅柄野地区が公共下水道事業計画区域に編入された。このような状況を考慮し、令和6年度に、浅柄野地区の農業集落排水については公共下水道への編入を行い、処理施設の廃止を行った。編入後の浅柄野地区の土地・施設については、資材置き場、鳥獣対策等のために有効活用する。
観音寺地区については、(1)処理区域内人口の予測に記載のとおり、今後、使用者数の大幅な減少が見込まれているため、経済性も考慮した今後の污水处理方法のあり方を検討している。公共接続、事業継続、浄化槽への転換について経済比較を実施した結果、浄化槽への転換が経済的に最も有利となったため、県の污水处理施設整備構想の見直し時期(令和17年度頃)には、住民の意向や浄化槽の設置可否の調査結果を踏まえて、浄化槽事業への転換を検討する方針としている。
そのため、観音寺地区の農業集落排水事業に係る施設等については、将来的な廃止等の可能性も考慮して、維持管理及び更新を実施していく。

(5) 組 織 の 見 通 し

今後、人口減少や厳しい財政状況の中、持続可能な污水处理を構築していくためには、運営の効率化を図ることが重要である。
(4)施設の見通しに記載のとおり、住民の意向等を踏まえたうえで、合併浄化槽への転換を検討する方針としており、合併浄化槽に転換した際には農業集落排水事業を廃止する。

3. 経 営 の 基 本 方 針

本市の農業集落排水事業は、令和5年度まで2地区のみで実施しており、観音寺地区が平成13年から、浅柄野地区では平成10年から供用開始している。農業集落排水事業のあり方を検討するなかで、浅柄野地区については令和6年度に公共下水道への編入を行った。観音寺地区については、合理的な事業運営を目指すとともに、継続して今後の事業のあり方についても検討していく。

農業集落排水事業の経営状況は、供用開始から20年以上経過した現在でも起債の償還金や施設の維持管理費を使用料収入等で賄うことができておらず、赤字補填分については一般会計からの繰入により、収支均衡を図っている。

起債償還額は令和8年度までがピークであり、その後は減少し、令和11年度に完済する予定であるため、現段階においては経常的な維持管理費の削減を図り一般会計からの繰入金を削減し、農業集落排水事業特別会計の健全化を図りつつ、「2. 将来の事業環境」に記載のとおり、将来的な事業廃止を見据えて事業を運営していく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
- ※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	供用開始後20年以上経過し、処理施設(機械電気施設)等が老朽化している。観音寺地区において、令和2年度の機能診断調査・最適整備構想の結果を踏まえ、各年度の投資の平準化を図る方針により収支計画を策定した。 観音寺地区については、将来的な浄化槽事業への転換の可能性があることから、その点を考慮した合理的な更新投資及び維持管理を実施していく。
-----	---

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	農業集落排水事業の処理区域は、市街化を抑制すべき市街化調整区域であるため、使用者数は減少傾向にあり、使用料収入の増加は見込めない状況であるため、一般会計繰入金で補填していくこととなる。 浅柄野地区においては、令和6年度に公共下水道への編入を行ったことにより、使用料収入は令和6年度以降、大幅に減少する。
-----	--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

浅柄野地区の公共下水道への編入に伴い、令和8年度頃に設備の撤去にかかる費用を見込んでいる。なお令和9年度以降は本計画期間内において委託費、修繕費等の削減を見込んでいる。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

＊ (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

＊ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和6年度に浅柄野地区の公共下水道事業への編入を行った。 観音寺地区については、R17年度(予定)に浄化槽事業への転換を検討している。
投資の平準化に関する事項	観音寺地区の令和2年度の機能診断調査・最適整備構想の結果や浄化槽転換に係る住民意向等を踏まえ、それを基に計画的な修繕を行う。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料を公共下水道と同一料金で設定しているため、公共下水道の料金の見直しの時期に合わせて検討を行う。
---------------	--

資産活用による収入増加 の取組について	未利用土地・施設は存在しない。
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制 度、PPP/PFIなど)	特になし
職員給与費に関する事項	特になし
動力費に関する事項	特になし
薬品費に関する事項	特になし
修繕費に関する事項	令和2年度の機能診断調査・最適整備構想の結果や浄化槽転換に係る住民意向等を踏まえ、それを 基に計画的な修繕を行う。
委託費に関する事項	特になし
その他の取組	特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年の終了後に事後検証を行うとともに、事業の方向性に変更があれば経営戦略の見直しを行う。
-------------------------	--

投資・財政計画
（収支計画）

栗東市 農業集落排水事業

令和6年11月20日総合調整会議 資料2

			前回数値		(単位:円, %)										
年 度			R05	R06	R07										
区 分			前々年度 〔 決 算 〕	前年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	本年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	37,120,760	31,824,000	29,332,000	42,649,000	16,190,000	14,083,000	13,228,000	10,641,000	10,641,000	10,641,000	10,641,000	10,641,000	
		(1) 営 業 収 益 (B)	2,711,260	749,000	719,796	691,732	664,763	638,848	613,944	590,013	567,016	544,917	523,681	503,274	
		ア 料 金 収 入 (C)	2,710,660	748,000	718,796	690,732	663,763	637,848	612,944	589,013	566,016	543,917	522,681	502,274	
		イ 受 託 工 事 収 益 (D)													
		ウ そ の 他	600	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
		(2) 営 業 外 収 益	34,409,500	31,075,000	28,612,204	41,957,268	15,525,237	13,444,152	12,614,056	10,050,987	10,073,984	10,096,083	10,117,319	10,137,726	
		ア 他 会 計 繰 入 金	34,313,000	30,945,000	28,482,204	41,827,268	15,395,237	13,314,152	12,484,056	9,920,987	9,943,984	9,966,083	9,987,319	10,007,726	
		イ そ の 他	96,500	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	
		2 総 費 用 (E)	21,458,619	17,686,000	16,354,000	31,060,000	10,830,000	10,739,000	10,679,000	10,641,000	10,641,000	10,641,000	10,641,000	10,641,000	
	収 益 的 支 出	(1) 営 業 費 用	20,016,884	16,613,200	15,613,200	30,613,200	10,613,200	10,613,200	10,613,200	10,613,200	10,613,200	10,613,200	10,613,200	10,613,200	
		ア 職 員 給 与 費	5,754,630	5,930,000	5,930,000	5,930,000	5,930,000	5,930,000	5,930,000	5,930,000	5,930,000	5,930,000	5,930,000	5,930,000	
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	14,262,254	10,683,200	9,683,200	24,683,200	4,683,200	4,683,200	4,683,200	4,683,200	4,683,200	4,683,200	4,683,200	4,683,200	
		(2) 営 業 外 費 用	1,441,735	1,072,800	740,800	446,800	216,800	125,800	65,800	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	
		ア 支 払 利 息	1,413,935	1,045,000	713,000	419,000	189,000	98,000	38,000	0	0	0	0	0	
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
		イ そ の 他	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	
		3 収 支 差 引 (A)-(D) (F)	15,662,141	14,138,000	12,978,000	11,589,000	5,360,000	3,344,000	2,549,000	0	0	0	0	0	
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(1) 地 方 債 償 還 金													
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金													
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
		(6) 工 事 負 担 金													
		(7) そ の 他													
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (H)	15,092,673	14,138,000	12,978,000	11,589,000	5,360,000	3,344,000	2,549,000	0	0	0	0	0	
		(1) 建 設 改 良 費													
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (I)	15,092,673	14,138,000	12,978,000	11,589,000	5,360,000	3,344,000	2,549,000	0	0	0	0	0	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
		(5) そ の 他													
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (J)	△ 15,092,673	△ 14,138,000	△ 12,978,000	△ 11,589,000	△ 5,360,000	△ 3,344,000	△ 2,549,000	0	0	0	0	0	
		収 支 再 差 引 (E)+(I) (K)		569,468	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (L)															
前年度からの繰越金 (M)		2,927,350	3,496,818	3,496,818	3,496,818	3,496,818	3,496,818	3,496,818	3,496,818	3,496,818	3,496,818	3,496,818	3,496,818		
前年度繰上充用金 (N)															
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (O)		3,496,818	3,496,818	3,496,818	3,496,818	3,496,818	3,496,818	3,496,818	3,496,818	3,496,818	3,496,818	3,496,818	3,496,818		
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (P)															
実 質 収 支 黒 字 (Q)															
(N)-(O) 赤 字 (R)															
赤 字 比 率 ($\frac{(R)}{(B)-(C)} \times 100$)															
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		102	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100		
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (S)															
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (T)		2,711,260	749,000	719,796	691,732	664,763	638,848	613,944	590,013	567,016	544,917	523,681	503,274		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)						0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (U)															
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (V)															
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (W)															
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (X)															
地 方 債 残 高 (Y)															
○他会計繰入金															
年 度			前々年度	前年度	本年度	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	
区 分			〔 決 算 〕	〔 決 算 〕 〔 見 込 〕		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
収 益 的 収 支 分			19,220,327	16,807,000	15,504,204	30,238,268	10,035,237	9,970,152	9,935,056	9,920,987	9,943,984	9,966,083	9,987,319	10,007,726	
		ウ ち 基 準 内 繰 入 金	1,413,935	1,045,000	713,000	419,000	189,000	98,000	38,000	0	0	0	0	0	
		ウ ち 基 準 外 繰 入 金	17,806,392	15,762,000	14,791,204	29,819,268	9,846,237	9,872,152	9,897,056	9,920,987	9,943,984	9,966,083	9,987,319	10,007,726	
資 本 的 収 支 分			15,092,673	14,138,000	12,978,000	11,589,000	5,360,000	3,344,000	2,549,000	0	0	0	0		
		ウ ち 基 準 内 繰 入 金	15,092,673	14,138,000	12,978,000	11,589,000	5,360,000	3,344,000	2,549,000	0	0	0	0	0	
		ウ ち 基 準 外 繰 入 金					0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計			34,313,000	30,945,000	28,482,204	41,827,268	15,395,237	13,314,152	12,484,056	9,920,987	9,943,984	9,966,083	9,987,319	10,007,726	

経営比較分析表（令和4年度決算）

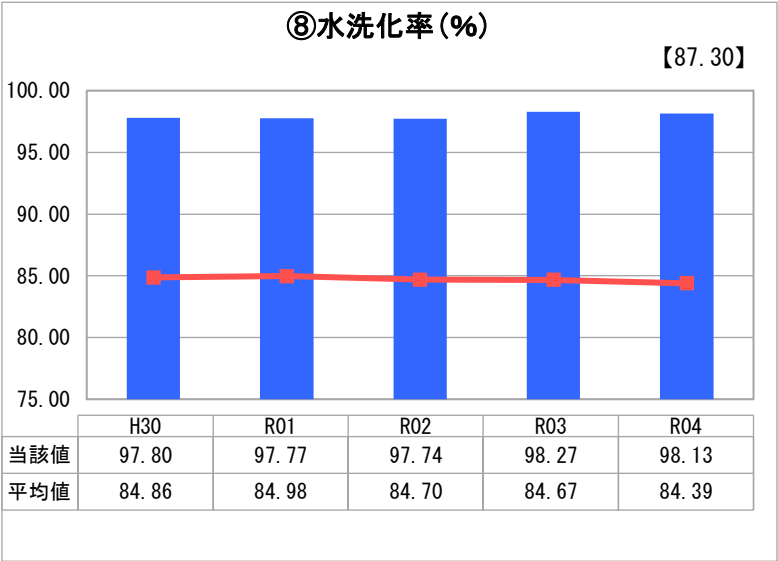
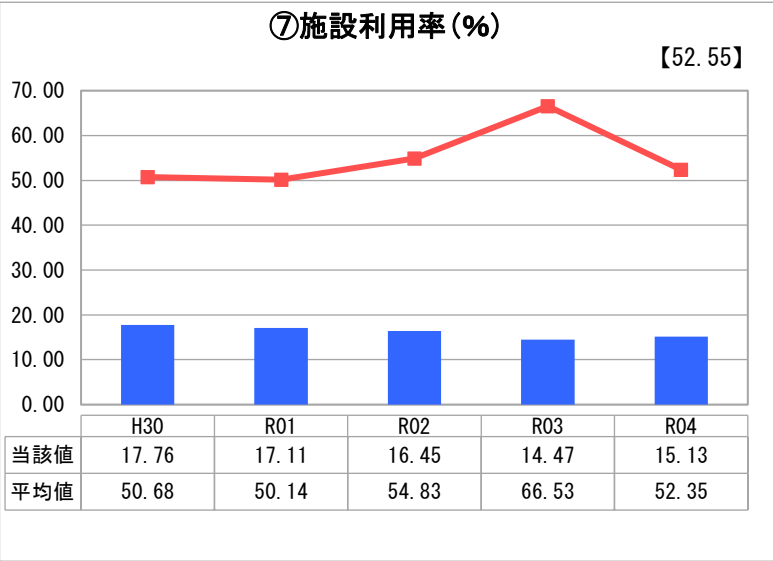
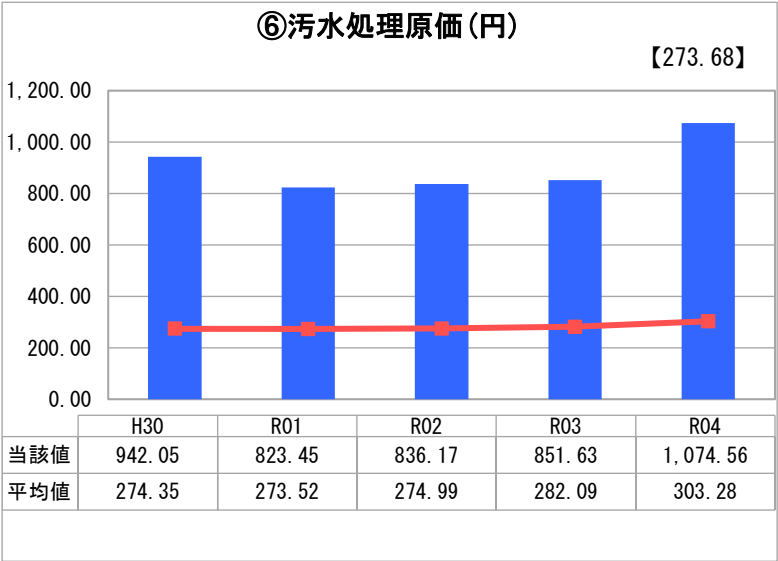
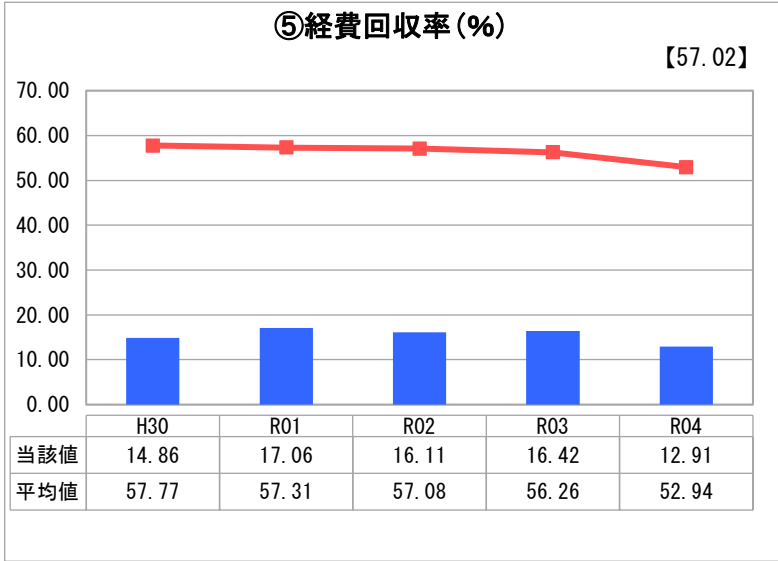
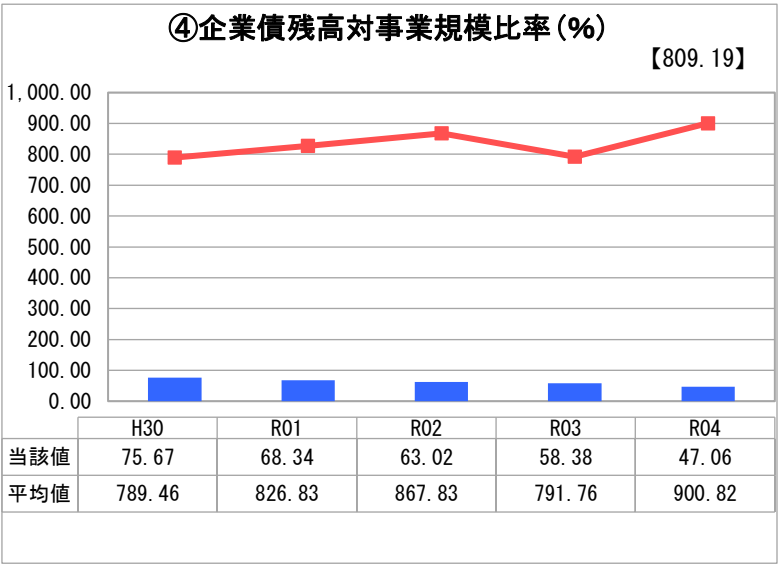
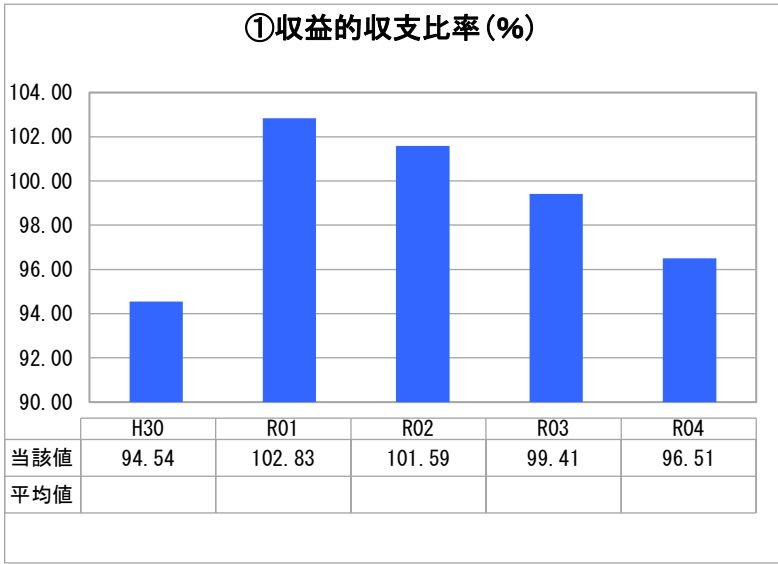
滋賀県 栗東市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.23	100.00	2,510

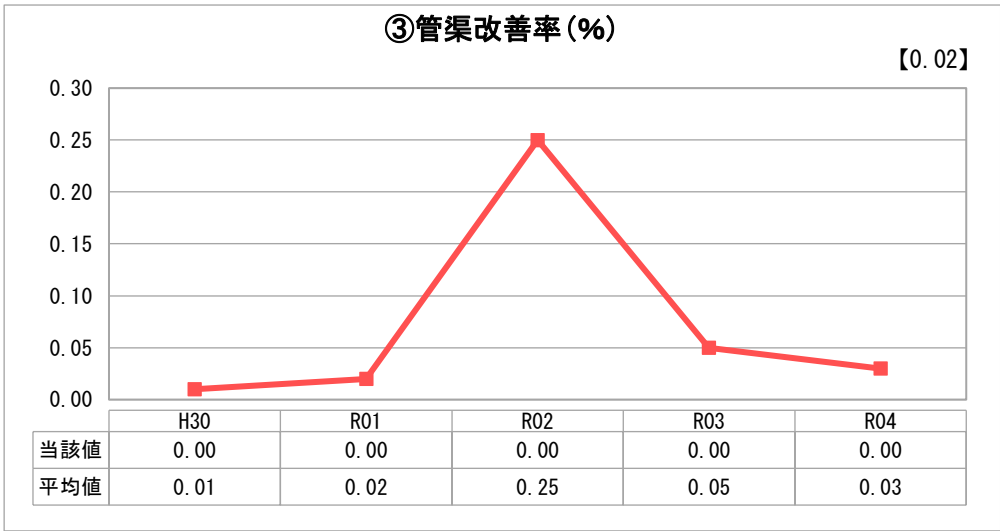
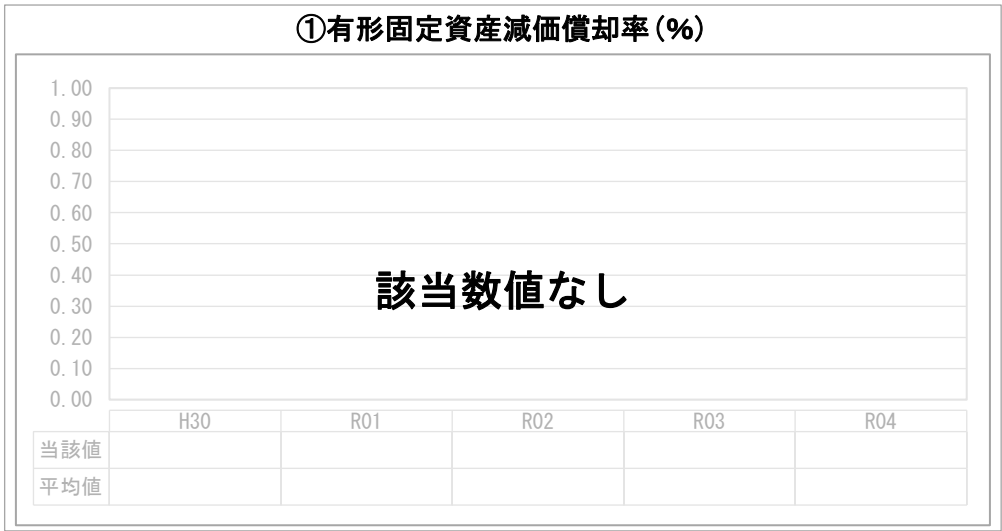
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
70,578	52.69	1,339.50
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
160	0.26	615.38

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



1. 経営の健全性・効率性について

本市農業集落排水事業については、観音寺地区・浅柄野地区の2地区で事業を進めています。①収益的収支比率は100%前後で推移しており、単年度収支は赤字となっております。

また、⑤経費回収率、⑥汚水処理原価、⑦施設利用率については、使用料を公共下水道と同一料金で設定していることや、市街化調整区域での事業で受益者についても、少数に限定されていることから、類似団体平均値と大きく差があり、使用料以外の収入で経費を賄っている状態であると考えられます。

⑧水洗化率については、全国平均を上回っており、受益者の理解と協力により、高い水洗化率となっております。

2. 老朽化の状況について

本事業の供用開始は観音寺地区が平成13年から、浅柄野地区では平成10年からであり、管渠更新の必要な時期に達しておりません。今後、老朽化の状況に合わせて計画を策定し、更新整備を進めます。

また、浅柄野地区においては、公共下水道への接続を令和6年4月1日に予定しております。

全体総括

当処理区域の2地区は、市街化を抑制すべき市街化調整区域であるため、使用者数の増減は少なく推移し、浅柄野地区においては、公共下水道への接続を令和6年4月1日に予定しており、合理的な事業運営を図ります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。